



## 国際活動委員会運営細則

平成 28 年 10 月 21 日 第 1 回国際活動委員会承認

### (目的)

第 1 条 本細則は、国際活動委員会規程（0601）に基づき、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）国際活動委員会の運営を円滑におこなうことを目的として定める。

### (委員)

第 2 条 規程第 3 条に定める学識経験者は国際交流について造詣深い者を基準として選ぶ。

### (委員会開催)

第 3 条 委員会は年 3 回を定例とし、そのほか委員長が必要と認めるときに開催する。

### (活動項目)

第 4 条 委員会は以下のような活動をおこなう。それぞれの活動をおこなうにあたり、必要に応じてワーキンググループを組織することができる。ワーキンググループの活動に係る方針や計画、成果等については、随時委員会に報告することとする。

- (1) 本会が外国の諸機関と結ぶ協定について、審議し、承認する。
- (2) 委員会の活動に係る予算・決算について、審議し、承認する。
- (3) 国際原子力学会協議会（INSC）の活動について、本会から協議会への参加者を選任すると共に、参加者に対し、必要に応じて、指示・助言・支援を行う。
- (4) 環太平洋原子力協議会（PNC）の活動について、わが国のコンタクトパーソンを選任して PNC 事務局ならびに他国の PNC メンバーとの連絡、調整にあたらせると共に、コンタクトパーソンに対して必要に応じて、指示・助言・支援をおこなう。
- (5) 本会が主催・共催する国際会議（GLOBAL, ICAPP, 日韓原子力学会大会における Joint Session, その他）について、会合実施組織から開催計画および開催結果について報告を受け、承認する。また、会合実施組織に対し、必要に応じて、指示・助言・支援をおこなう。予算を伴う会合については、必要に応じ、部会等運営委員会と協議し、必要な調整をおこなう。
- (6) 学生交流事業（日米欧原子力学生交流事業、日韓原子力学会学生・若手研究者交流事業、その他）について、実施担当者からその計画および成果を聴取し、承認する。
- (7) 外国学会などとの国際交流について、必要に応じ、その計画および成果を審議し、承認する。

その他、本会の国際活動に関する事項について、必要に応じ審議し、承認あるいは決定する。

### (改定)

第 5 条 本細則の改定は、国際活動委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 22 年 6 月 2 日 第 4 回国際活動委員会制定，同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 内規を細則に変更 平成 28 年 10 月 21 日 第 1 回国際活動委員会承認，平成 28 年 11 月 30 日 第 5 回理事会報告

附則

- 1 平成 28 年 10 月 21 日改定の細則は，国際活動委員会承認の日から施行する。